

相模原養護老人ホーム 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人恩賜財団神奈川県同胞援護会が運営する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所「相模原養護老人ホーム」（以下「事業所」という。）が行う外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態等にある高齢者等（以下「要介護者」という。）に対し、適正な外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業の実施にあたっては、入居者である要介護者の意思及び人格を尊重して、常に入居者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた自立した日常生活を過ごすことができるよう、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。
 - 3 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、外部サービスも利用して総合的なサービス提供に努めるものとする。
 - 4 事業の運営にあたっては、安定的かつ継続的な事業運営に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地並びに定員と居室数)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地、定員及び居室数は、次のとおりとする。

- 1 名 称 相模原養護老人ホーム
- 2 所在地 相模原市南区大野台5-13-7
- 3 定員数 30名
- 4 居室数 30居室

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 当事業所は老人福祉法及び介護保険法と相模原市条例に示された所定の職員を配置するものとする。

- 1 管理者 1名 （常勤・兼務）
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行い、必要な指揮命令を行う。
- 2 生活相談員 2.5名 （常勤・兼務）
生活相談員は、入居者又は家族等からの相談に応じ、従業者に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。
- 3 介護職員等は、次のとおりとする。
介護職員 22名（常勤兼務16名・非常勤兼務6名）常勤換算4.4名
介護職員は、入居者の心身の状況に応じ、入居者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適正な介護を行う。
- 4 計画作成担当者 1.5名 （常勤・兼務）
計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成し、入居者の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。

(外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の内容)

第5条 指定特定施設入居者生活介護の内容は、次のとおりとする。

- 1 入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活の援助
- 2 療養等への援助
- 3 入浴介護の必要な入居者については、週二回のサービス提供を標準とする
- 4 入居者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入居者の状態に応じた栄養管理を計画的に行う。

(指定特定施設入居者生活介護の委託)

第6条 事業所は、前条の指定特定施設入居者生活介護の提供を、指定居宅サービス事業者との委託契約により行うこととする。

【訪問介護事業者】 相模原養護老人ホームヘルパーステーション

相模原市南区大野台5-13-7

【通所介護事業者】 シルバータウン大野台ケアセンター

相模原市大野台5-19-15

指定居宅サービス以外のサービスは、入居者の状況に応じて委託し行うこととする。

(外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の利用料)

第7条

特定施設入居者生活介護の利用料金

(1) 保険適用の料金

ア 基本サービス利用料	一日あたりの料金	84 単位 :	885 円
	一日あたりの利用者負担		89 円
イ サービス体制強化利用料	一日あたりの料金	22 単位 :	231 円
	一日あたりの利用者負担		24 円
ウ 受託居宅サービス利用料			

①指定訪問介護の身体介護

時 間	単 位	料 金	利用者自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
15分未満	94 単位	990 円	99 円	198 円	297 円
30分未満	189 単位	1,992 円	200 円	399 円	598 円
45分未満	256 単位	2,698 円	270 円	540 円	810 円
1時間未満	341 単位	3,594 円	360 円	719 円	1,079 円
1時間15分未満	426 単位	4,490 円	449 円	898 円	1,347 円
1時間30分未満	511 単位	5,385 円	539 円	1,077 円	1,616 円

②指定訪問介護の生活援助

時 間	単 位	料 金	利用者自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
15分未満	48 単位	505 円	51 円	101 円	152 円
30分未満	94 単位	990 円	99 円	198 円	297 円
45分未満	142 単位	1,496 円	150 円	300 円	449 円
1時間未満	190 単位	2,002 円	201 円	401 円	601 円
1時間15分未満	214 単位	2,255 円	226 円	451 円	677 円
1時間15分以上	256 単位	2,698 円	270 円	540 円	810 円

(2) 介護保険給付対象外のサービス

ア 特別な介護費用

イ 生活支援費

ウ 遠方の医療機関への通院に要する費用

エ その他

・理美容利用料金等	1回あたり	実費
・記録等の複写物料金等	1枚あたり	10円

(入居者が介護居室に移る場合の条件及び手続き)

第8条 介護居室は、より適切な指定特定施設入居者生活介護を提供するために適当な広さを確保した部屋であり、次のような状態の場合に介護居室への移動を行うこととする。

- 1 入居者が提出する被保険者証に、認定審査会の意見として介護居室への入居に関する記載がある場合
- 2 要介護認定の結果、要介護または要支援の区分が行われ、管理者が特定施設居室への入居と判断した場合
- 3 入居者の心身の状況により、管理者が当該入居者を一時介護室にて介護等を行うことが必要と判断した場合

(施設利用にあたっての留意事項)

第9条 施設の利用にあたっては、次の行為を禁止するものとする。

- 1 宗教や信条の相違などで、自己の利益のために他者の自由を侵害すること。
- 2 けんか、口論、泥酔などで他者に迷惑を及ぼすこと。
- 3 安全衛生を害すること。
- 4 火気を用いること。
- 5 施設設備もしくは物品を、故意に破損または待ち出すこと。

(入居者に関する市町村への通知)

第10条 入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見付してその旨を市町村に通知するものとする。

- 1 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められた場合
- 2 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、または受けようとした場合

(緊急時等における対応方法)

第11条 特定施設入居者生活介護の提供にあたる者は、サービス提供時に入居者の状態に急変が生じた場合や、その他の緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医又は協力機関に連絡する等の必要な措置を講じなければならない。

「協力医療機関」

病院名 医療法人社団創生会 町田病院

病院名 シルバータウン相模原特別養護老人ホーム診療所

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害その他緊急の事態に備えて必要な設備を設け、防災及び避難に関する計画を作成し、避難、救助その他必要な訓練を行うものとする。

(従業者及び退職者の秘密保持)

第13条 従業者は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密保持を遵守するものとする。

従業者が退職後も、正当な理由なく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(苦情及び相談に対する体制)

第14条 管理者は、提供した指定特定施設入居者生活介護に関する入居者等からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、入居者及び家族に説明を行う。
相模原養護老人ホーム苦情解決要綱の体制に基づき対応する。

(事故発生時の対応)

第15条 事業所は、入居者等に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに関係市町村、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責に帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入するものとする。

(身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う際の手続き)

第16条 事業者及び職員は入居者の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わないものとする。
但し、緊急やむを得ない場合は身体的拘束等適正化のための指針に基づいて必要最低限の時間及び機関に限り身元引受人等の承認のもとで身体拘束を行うこともある。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第17条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。
(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
(2) 虐待の防止のための指針を整備する。
(3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(ハラスメント行為に関する事項)

第18条 事業所は、職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
2 利用者および利用者のご家族がサービス従業員に対し以下の行為をすることを固くお断りします。
① 身体的な危害を加える行為
例：殴る、蹴る、物をぶつける、唾を吐く
② 個人の尊厳や人格を態度によって傷つけたり、貶めたりする行為
例：怒鳴る、威圧的な態度で文句を言い続ける、理不尽なサービスを要求する
③ 相手の意に反する性的誘いかけ、好意的な態度の要求等性的な嫌がらせ行為
例：必要もなく手や腕を触る、抱きしめる、卑猥な言動を繰り返す

(従業員の研修 等)

第19条 当事業所職員は資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし業務体制も併せて整備する。
1. 採用時研修 採用後6ヶ月以内
2. 法定研修 年2回以上
3. 継続研修 年1回以上

(その他運営に関する重要事項)

第20条 入居者が使用する施設、食器、その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努める。感染症の発生、又は感染しないように必要な措置を講ずる。

2 事業所は、この事業を行うため、特定施設サービス計画、サービス内容の記録、身体拘束の記録、苦情の記録、その他必要な帳簿を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

3 この規程に定めるほかに養護老人ホーム運営規程に基づいて運営するものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人恩賜財団神奈川県同胞援護会会長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

平成20年 4月1日一部改正

平成21年 6月1日一部改正

平成24年 4月1日一部改正(介護保険改正による)

平成26年 4月1日一部改正

平成26年10月1日一部改正(支援員の人数変更)

平成27年10月1日一部改正(介護報酬単価改正により自己負担単価改正)

平成30年 4月1日一部改正(身体拘束事項記載)

令和 元年10月1日一部改正(消費税増税により料金表変更)

令和 6年 1月1日一部改正(虐待防止、ハラスメント事項追加等)